

完了実績報告書(添付資料)

事業名称	みえ空き家流通促進モデル事業
事業主体名	三重県空き家対策連絡協議会
連携先	三重県、鈴鹿市、名張市、志摩市、東員町、明和町、公益社団法人三重県宅地建物取引業協会、一般社団法人三重県建築士事務所協会、一般社団法人三重県建設業協会
対象地域	三重県(広域空き家相談会については県外居住者も対象)
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県内の空き家所有者に対し、空き家に関する意向の調査を実施(2,084件)</li> <li>・活用希望者や解体希望者にそれぞれ専門業者を紹介(計32件)</li> <li>・「空き家バンク」の登録等のための現地調査を実施(52件)</li> <li>・県外居住者を対象とした相談会を実施(15組22名)</li> </ul>
事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官民が一体となって空き家の流通促進等を図りました。</li> <li>・個人情報の外部提供手法について検討のうえ、同意の得られた空き家所有者について、民間との情報を共有しながら取組を行いました。</li> <li>・空き家に対する様々な意向に応じた複数の対応を実施しました。</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・130件の空き家が、活用等に向けた具体的な対応につながりました。</li> <li>・52件の空き家が「空き家バンク」等の登録対象となりました。</li> <li>・情報の外部提供を目的とした空き家所有者の意向調査票のひな型を作成しました。</li> <li>・「空き家バンク」登録等のための現地調査マニュアルを作成しました。</li> <li>・2つの会場をオンラインで接続して行う相談会の実施要領を作成しました。</li> </ul>
成果の公表方法	三重県県土整備部住宅政策課のホームページにおいて公表します。 <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/common/06/ci500013572.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/common/06/ci500013572.htm</a>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査の返信率、「空き家バンク」の登録希望者、個人情報の外部提供可能とした回答率、いずれも想定以上に低かったため、より効果的な手法の検討、啓発の強化等が必要と考えます。</li> <li>・取組に参加する市町や団体等の一層の拡大も課題と考えます。</li> </ul>

1. 事業の背景と目的

三重県の空き家率は、全国平均(13.6%)を上回る15.2%(H30住宅・土地統計調査)と全国21位であり、そのうち、使用目的のない「その他空き家」の率は、全国10位となっています。

図1 三重県と全国の空き家率等



空き家活用や除却に補助を行う市町も増えていますが、空き家は今年平均約1,800戸のペースで増加しています。

このため、県内市町では、空家等対策計画に基づく取組を進めており、空き家や所有者の調査等による情報収集も行っているところもあります。その中には、空き家の今後の対応を問う実態調査結果等の情報もありますが、個

人情報を含むことから、「空き家を利活用したい」などの意向があっても、民間等との関係情報の共有が行えず、流通促進を図るうえで、十分な活用ができていない状況にありました。

また、三重県内の空き家を相続するなどして、取得することになった方の中には、県外居住者も多く、遠方でどうすればよいか分からず困っている方も多い状況です。これらの空き家は放置されてしまう場合があるため、対策の必要性が高いと考えられます。

## 2. 事業の内容

### (1) 事業の概要と手順

空き家の中には、情報がオープンになれば流通が促進され、「その他空き家」の状況から脱するものが出てくると考えられます。

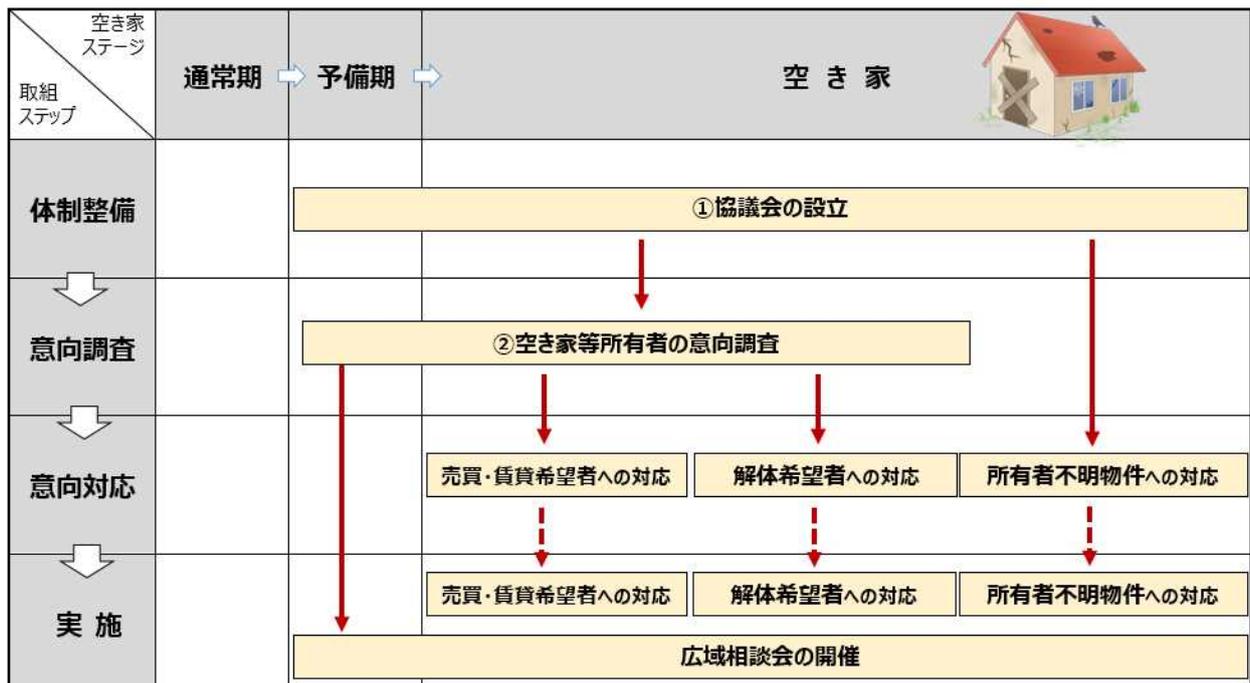
そこで、市町が把握した空き家の所有者に対し、改めて空き家に対する意向調査を実施し、活用や解体等の希望を確認のうえ、個人情報の外部提供の了承を得られるものについては、意向を実現するために専門家の紹介等を行うとともに、「空き家バンク」への登録等も進めるなどとして、活用可能な空き家の掘り起こしを図りました。

また、関東や関西に住む方を対象に、広域空き家相談会を開催し、各種専門家からのアドバイスを受けることで、放置空き家の対策を促すことができました。

これらの総合的な取組によって、県内の空き家の流通促進と、放置空き家の減少に寄与できたものと考えています。

さらに、これを機会に、行政・民間団体及び県民全てが、空き家対策に対する意識を高め、地域において波及的な効果が生じることも期待しています。

図2 空き家になる過程と所有者の意向に応じた取組の関係



## (2) 事業の取組詳細

### ① 協議会の設立

県が調整役となり、県、県内の5市町及び関係3団体で「三重県空き家対策連絡協議会」を設立し、本モデル事業の実施主体としました。

### ② 空き家所有者の意向調査

空き家所有者に対して、売買・賃貸、解体希望等の意向を把握するため、「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン」(平成30年6月国土交通省住宅局)を活用して一斉調査(2,084件)を実施しました。

### ③ 売却・賃貸希望者への対応(取組①)

空き家を売却・賃貸希望の所有者に対して、市町が運営する「空き家バンク」への登録を促すとともに、了解が得られた物件については建築士による現地調査を実施しました。また、個人情報等の外部提供に同意された方に対しては、関係団体を通じて宅建業者の紹介等も行いました。

### ④ 解体希望者への対応(取組②)

空き家の解体を希望する所有者に対しては、解体工事の事業者等の情報や補助金情報の提供を、さらに希望される場合は、関係団体を通じて解体業者の紹介等を行いました。

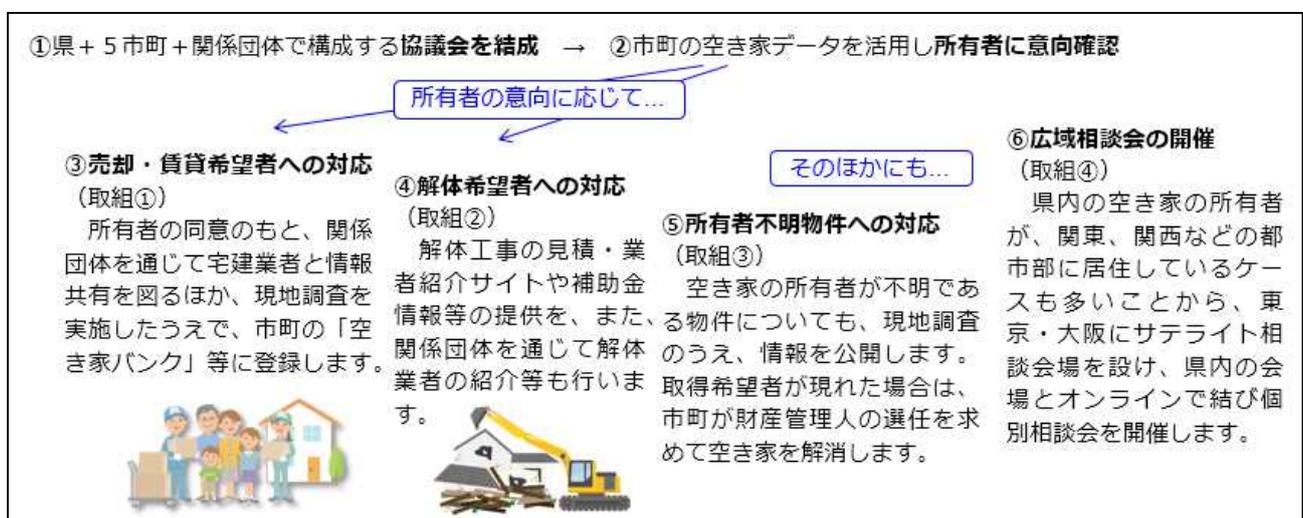
### ⑤ 所有者不明物件への対応(取組③)

空き家の所有者が不明の物件については、専門家による調査を行ったうえで、物件に関する情報を当協議会で共有することとしました。これらの物件について、取得希望者が現れた場合は、財産管理制度を活用することで空き家の解消につなげたいと考えています。

### ⑥ 広域相談会の開催(取組④)

県内の空き家の所有者が、関東、関西などの都市部に居住しているケースも多いことから、東京・大阪にサテライト相談会場を設け、県内の会場とオンラインで結び個別相談会を開催しました。

図3 取組概要図



(3) 成果

① 協議会の設立

令和4年8月24日に、空き家対策を目的とした県内広域を対象とした官民連携の協議会を設立し、全体会議を開催しました。空き家対策において、行政のみ、民間のみでは十分な効果は上げられないと認識し、互いの強みをいかして、実効性のある取組を行うことで意見は一致しました

写真1 協議会全体会議の様子



図4 協議会規約（抜粋）

三重県空き家対策連絡協議会規約

(名称)  
第1条 本会は三重県空き家対策連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)  
第2条 協議会は、「空き家対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。）」の規定を踏まえ、県内各市町における空き家対策を推進し、もって三重県における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とし、関係する事業や活動等を行うものとする。

(会員)  
第3条 協議会の会員は以下の者とし、各主体が連携し、協議会の目的を達するため役割を担うものとする。  
(1) 地方公共団体  
(2) 不動産関係団体  
(3) 建築関係団体  
(4) その他、空き家対策に関わる者

(役員)  
第4条 協議会に次の役員を置く。  
(1) 会長 1名  
(2) 副会長 1名  
(3) 会計監事 1名  
2 役員は次の者をもってその役職に充てるものとする。  
(1) 会長  
三重県農土整備部住宅政策課長の職にある者  
(2) 副会長及び会計監事  
三重県を除く会員の互選により決定された者

② 空き家所有者の意向調査

まず、空き家が所在する市町において意向調査を実施しました。

実施にあたり、意向調査票の形式、設問の内容、設問数、読みやすさ等によって回答率にも大きな影響があると考え、慎重に議論・検討を行いました。

調査票は、市町ごとにそれぞれ事情に応じて加工できるようにするとともに、回答しやすいようにするため、フロー形式で線をたどってもらう形を標準案として採用しました。

図5 意向調査票（標準案）

空き家に関する意向調査 資料5修正案 0907

この調査は、あなたが所有又は管理されている、次の物件が空き家であるかの確認と、ご意向についてお聞きすることが目的に〇〇市(町)が行うものです。  
あなたが同意されない限り、この情報が公表されることはありませんが、もし、あなたが空き家を売却したい、解体したい、などとお考えで、この情報を事業者等に提供したり、当市(町)のホームページ(空き家バンク)に登録することで、ご意向に沿える場合があると思われるので、ご協力くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ先 〇〇市・町〇〇課 電話 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
アンケート対象の空き家と思われる物件の所在地 〇〇市・町〇〇〇〇〇〇

以下の質問にお答えください。  
(該当する点線の上をなぞり、必要事項をご記入ください)

スタート

1 この物件は、あなたが1人で所有されていますか？  
はい → 2  
いいえ → 14  
わからない → 14

2 所有者についてわかる範囲で記入してください(3人まで)  
共有者① 共有者② 共有者③  
お名前: \_\_\_\_\_  
ご住所: \_\_\_\_\_  
続柄: \_\_\_\_\_

3 この物件は現在、使用されていますか？  
使用している → 4  
使用していない → 14

4 この物件について、売却、賃貸、解体などのご希望はありますか？  
売却したい又は賃貸したい → 5  
解体又はリフォームしたい → 7  
何もしたくない → 14

5 専門業者をお探しですか？  
はい → 6  
いいえ → 7

6 どのような工事をご希望でしょうか？  
□解体 □リフォーム (具体的な工事内容をご記入ください)

7 あなたの連絡先と空き家の情報を関係団体★にお伝えしてよろしいですか？  
はい → 9  
いいえ → 14

8 希望する連絡手段を選択してください。  
□電話 □電子メール → 7

9 チラシAを同封しますので、参考としてご利用ください。

10 市町の「空き家バンク」という制度をご存じですか？  
知っている → 11  
知らない → 14

11 「空き家バンク」に登録し、物件情報を公表することを希望されますか？  
希望する → 12  
希望したいが資料や写真をそろえられない → 13  
希望しない → 14

12 同封の「空き家バンク」登録手続き書類を記入し、関係資料とともにご返送ください。(登録料無料)

13 本人以外による資料準備や調査も可能ですが、①、②をご承諾頂けるでしょうか？  
① あなたの連絡先と空き家の情報を関係団体★にお伝えすること。  
② 建物内部の調査に立ち会うか、鍵をお借りすること。  
はい → 15  
いいえ → 14

14 物件やあなたの情報を一般には公表せず、行政や関係団体★にお伝えしてよろしいですか？  
はい → 16  
いいえ → 14

15 同封の「空き家バンク」の登録手続き書類をわかる範囲でご記入ください。  
現地調査の日調整・詳細は、担当業者等からご連絡いたします。

16 物件情報把握のため、参考として、同封の「空き家バンク」の登録手続き書類をわかる範囲で記入してください。(登録料非課税) (記載事項は、関係団体★にお伝えしてよろしいです。また、業者等からの連絡手段を選択してください。)  
□電話 □電子メール

17 売却や賃貸が難しい場合、無償(0円)で譲渡(手数料程度の支払いが必要)することで、購入希望者を探し出すなどのサービスを提供している事業者もありますので同封のチラシを参考してください。

最後にあなたの連絡先を教えてください。(太枠内をご記入ください。)

お名前 \_\_\_\_\_ お電話番号 \_\_\_\_\_  
ご住所 \_\_\_\_\_ 電子メールアドレス \_\_\_\_\_

設問7,13,14でお聞きしたように、ご希望に適切に対応するため、あなたの連絡先及び物件の情報を関係団体と共有してもよろしいですか？よろしければ、こちらに〇を記入してください。→

★設問7の「関係団体」：三重県建設協議会又は三重県建築士事務所協会  
★設問13の「関係団体」：三重県建築士事務所協会  
★設問14の「行政及び関係団体」：県・市内市町、三重県等地域特約引当協会、三重県建築士事務所協会、三重県建設協議会

●記載内容に関して、〇〇市・町や業者等から確認などのお問い合わせをさせて頂く場合があります。  
アンケート調査にご協力頂きまして誠にありがとうございました。  
同封の封筒に入れポストに投函してください。

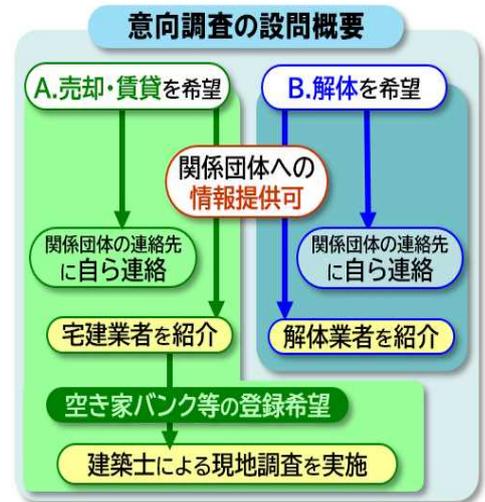
4市町から計2,084件の空き家所有者に対して郵送で調査票を送付したところ、回答を得られたのは、全体で22.5%にとどまりました。また、個人情報等の外部提供に同意された方は、返信があったもののうち19.4%であり、いずれも当初の想定より大幅に低い結果となりました。

表1 意向調査実施結果

意向調査関係		計
意向調査送付件数	①	2,084
宛先不明等での返戻件数	②	77
宛先不明等での返戻率	③=②/①	3.7%
催促はがき送付数	④	436
空き家所有者等からの返信数	⑤	469
“ ” 返信率	⑥=⑤/①	22.5%
うち、個人情報の外部提供可の件数	⑦	91
“ ” 割合	⑧=⑦/⑤	19.4%

なお、調査票は、大きく分けて、活用と解体のいずれを希望するか、また、個人情報の外部提供に同意するか、さらに、活用希望の場合に「空き家バンク」等の登録を希望するか、という内容としました。

図6 意向調査設問概要

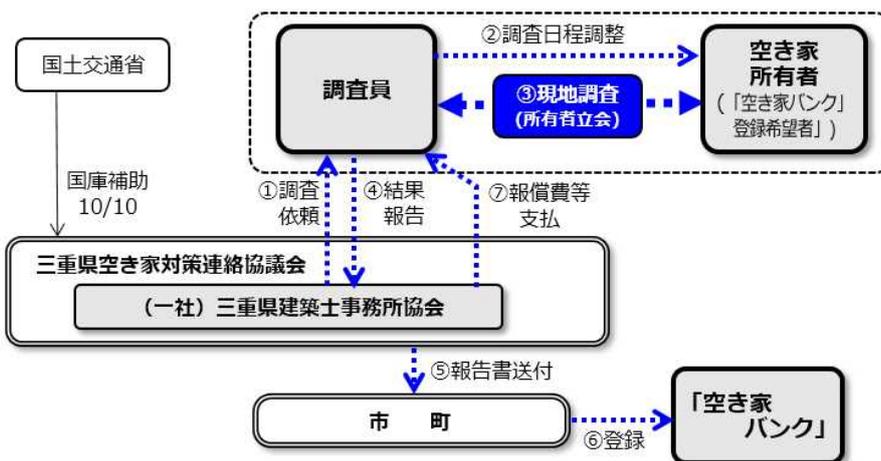


### ③ 売却・賃貸希望者への対応（取組①）

空き家の売却・賃貸希望者に対しては、市町が運営する「空き家バンク」への登録を促すため、意向調査票の発送時に、「空き家バンク」の登録書類を同封しました。しかし、現地調査や間取り図の作成等を所有者自身で作成することが困難な場合も多いと考え、建築士による現地調査を実施しました。

写真2 現地調査の様子

図7 現地調査実施フロー図



建築士による現地調査では、「空き家バンク」登録に必要な情報だけでなく、今後の空き家の活用に向けて参考にしていただけるよう、専門家の視点から、建物の劣化状況、問題点等を確認できる技術的知見を盛り込んだ簡易な報告書も作成することとしました。

図8 空き家調査報告書（表紙）

整理番号 志01

様邸

## 簡易既存住宅状況調査 調査報告書

志摩市 から送付されました意向調査のご回答に基づき現地を調査いたしましたので、その結果を報告いたします。

(留意事項)

本調査結果は、インスペクション(既存住宅状況調査)における調査項目を参考に、破壊を伴わない目視により住宅を調査した結果をまとめたものです。あくまで簡易調査であるため、劣化、損傷の程度等の判断等については参考とお考え下さい。

正確な調査結果をご希望の場合は、正式なインスペクション(既存住宅状況調査)を受けるとともに、昭和55年以前の建築物については、耐震診断の受診をおすすめします。

三重県空き家対策連絡協議会

調査者 (所属)	BOSCO設計事務所
(氏名)	森 勝雅
(資格名称)	一級建築士
(登録番号)	306105
調査日	令和4年12月25日

図9 現地調査実施マニュアル（表紙）

(国土交通省) 令和4年度住宅市場を活用した空き家対策モデル事業採択事業

**みえ空き家流通促進事業**  
**「空き家バンク」登録用現地調査**  
**「空き家紹介用データベース」登録用現地調査**  
**実施マニュアル**



令和4年11月

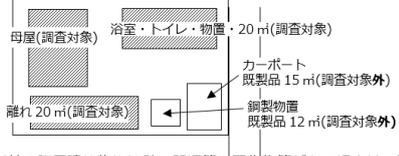
三重県空き家対策連絡協議会  
(事務局：三重県)  
調査協力：一般社団法人三重県建築士事務所協会

また、現地調査方法等について、これまで決まった手法がなかったことから、複数の調査員が、均質な成果物を作成できるようにするため、調査マニュアルが必要となりました。そこで、調査箇所、方法、体制、トラブル対策、近隣対応等について主に三重県建築士事務所協会において検討が重ねられ、実施マニュアルを作成しました。

図10 現地調査実施マニュアル（付属棟の扱い）

**A 調査対象**

- 内部調査の実施対象は、原則、敷地内の主たる居宅（母屋）及び概ね10mを超える既製品等の簡易な構造以外の附属建築物を対象としますが、所有者等の希望、調査実施の必要性等を考慮し、棟ごとに「記入シート」等を作成してください。



- 敷地内の上記以外の附属建築物や擁壁・門扉等の工作物等がある場合は、写真を撮影するほか、可能な範囲で状態等について「所見等」を記載します。
- 状態が悪く、内部に入ることが危険と判断される場合は、外部からの調査のみとします。

図11 現地調査実施マニュアル（成果物の扱い）

※ 送付時のファイルイメージ

フォルダ (名称「整理番号: ○○○○」)  
※ 1棟のみの場合又は複数棟ある場合の母屋分

A 現地調査実施同意書 PDF ファイル	B 現地調査票(記入シート①・②) EXCEL	C 位置図 JPEG ファイル	D 間取り図 PDF ファイル	E 写真 JPEG ファイル
F 現地調査実施記録 WORD ファイル		(G 高速料金領収書又はETC利用証明書) PDF ファイル ※該当がある場合		

↓  
パスワード付きで圧縮のうえ、(一社)三重県建築士事務所協会にメールにて提出  
・パスワードは調査員と協会の間で確認します。

これら現地調査に基づき、52件の空き家が「空き家バンク」等への登録に向けて、準備が進められることとなりました。

#### ④ 解体希望者への対応（取組②）

空き家の解体を希望する所有者のうち、個人情報等の外部提供可と回答された方に対しては、三重県建設業協会から解体業者を紹介するとともに、外部提供不可と回答された方には、自身で

行動しやすいよう、関係団体の連絡先等の資料を送付しました。

これによって、53件の空き家が解体に向けた行動につながりました。

### ⑤ 所有者不明物件への対応（取組③）

所有者がいない空き家においては、誰も管理しないため、腐朽するのみとなってしまいます。一方で、近隣住民等、当該空き家又はその敷地の取得希望者が現れる可能性もあります。その場合、市町が財産管理人の選任を家庭裁判所に申し立て、当該管理人が対応することで、空き家の活用等につながることも考えられます。

そこで、当協議会では、本当に所有者が不明又は不存在であるか、専門家に調査を委託し、不存在が確定した空き家について、情報共有を行うこととしました。

これにより、今後、仮に、取得希望者が現れた場合は、円滑に空き家の活用等を行うことも可能となります。

本事業では、7件の空き家について調査を実施しました。

### ⑥ 広域相談会の開催（取組④）

県内の空き家を所有しているものの、県外の遠方に居住している場合、空き家の管理も容易ではありません。

このようなケースでは空き家が放置される場合が多くあるものの、空き家の所有者としても、何とかしたいが、どうすればよいか分からない、気になってはいるが、現地に行くのも大変、と悩んでいる方も多いためと考えられます。

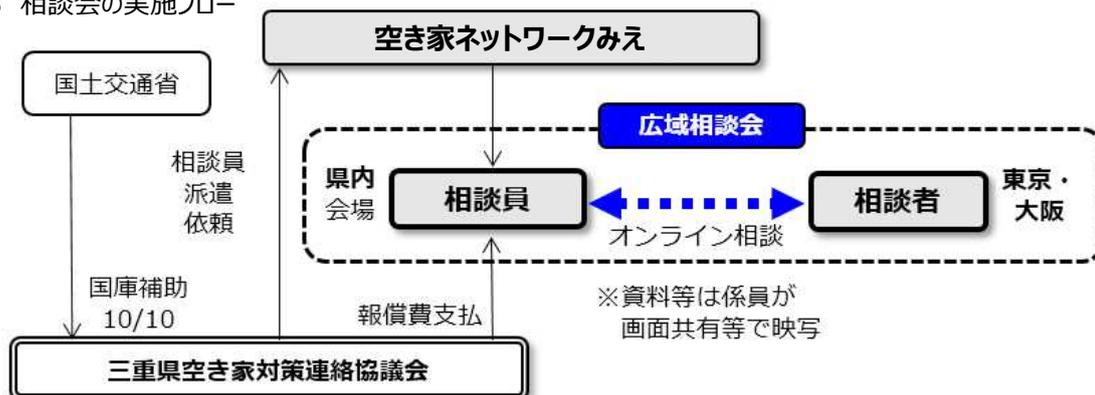
そこで、東京と大阪に設けたサテライト会場に空き家所有者にお越しいただき、三重県内に設けた会場に待機する各種専門家が相談に応じる広域空き家無料相談会を開催しました。

相談会の実施にあたっては、以前より宅地建物取引士、建築士、司法書士等の関係8団体で構成する「空き家ネットワークみえ」が、三重県内で空き家相談会を実施しているため、この取組においても「空き家ネットワークみえ」の協力を得て実施することができました。

図 12 広域空き家無料相談会の案内チラシ



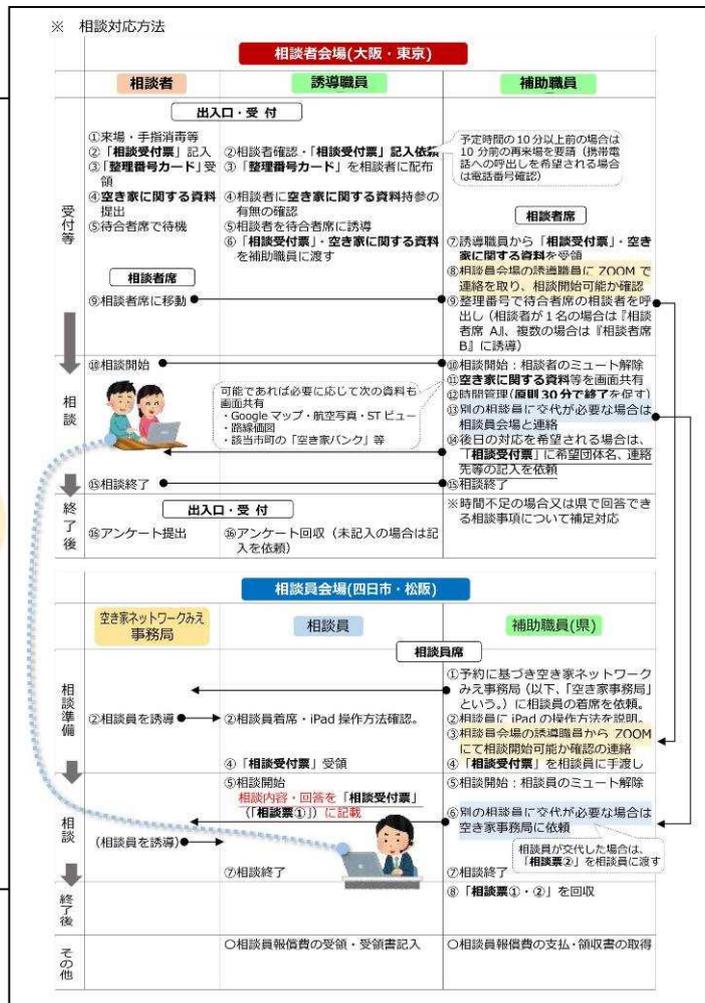
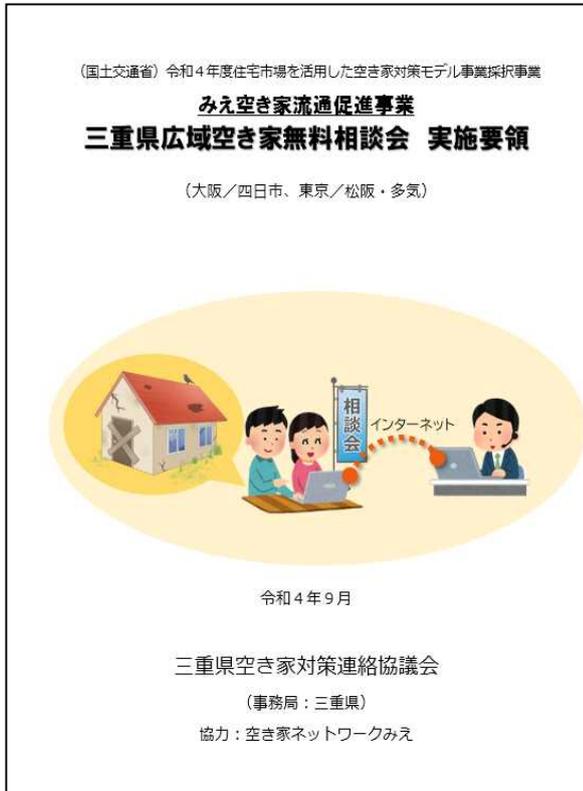
図 13 相談会の実施フロー



しかし、オンラインの相談会は初の試みであり、多くの方が関わるイベントとなることから、会場運営、相談に対する回答方法、資料の取扱い方法、機材の使用法の説明等を整理した実施要領等をまとめる必要がありました。

そこで、「空き家ネットワークみえ」の協力をいただきながら実施要領を作成し、これに基づき、相談会を実施しました。

図 14 相談会の実施要領（表紙・対応方法）



令和4年12月17日(土) 大阪会場での相談会

写真3 大阪会場(相談者の会場)



相談者数  
4組6名

写真4 四日市会場(相談員の会場)



令和5年1月14日(土) 東京会場での相談会

写真5 東京会場（相談者の会場）



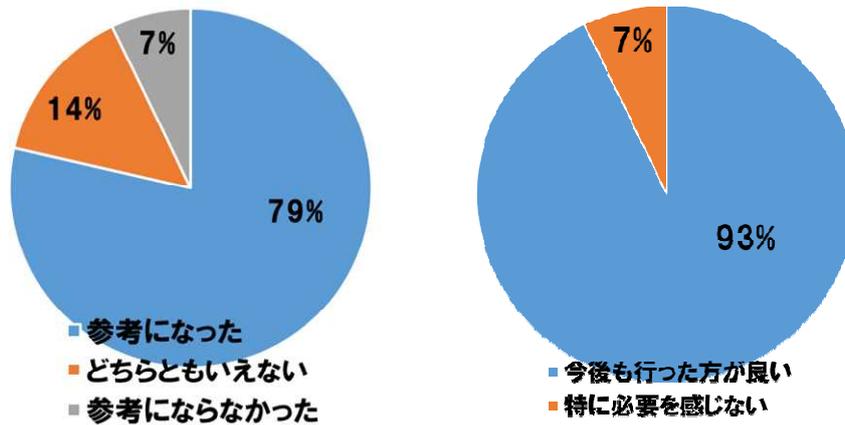
相談者数  
11組16名

写真6 松阪会場（相談員の会場）



2会場における相談者アンケート結果

図15 アンケート結果

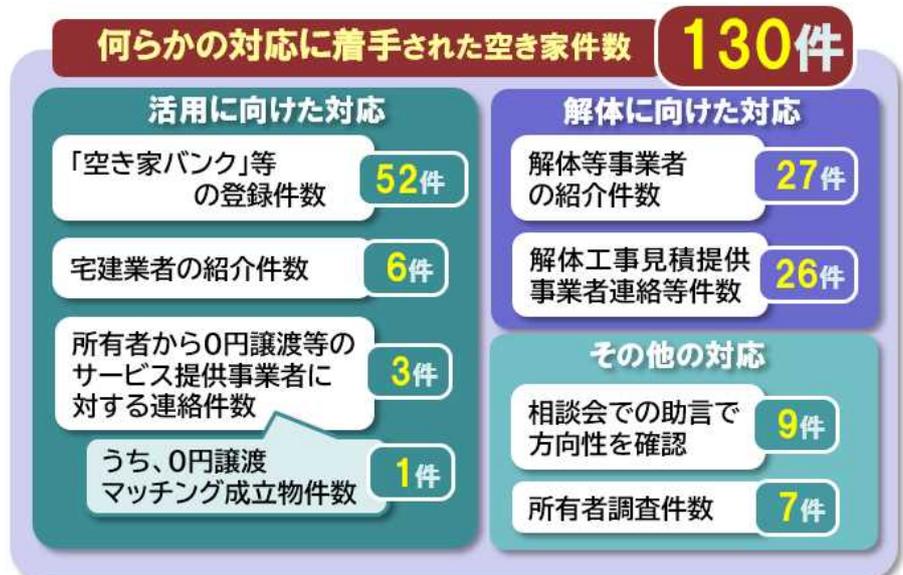


⑦ 成果のまとめ

本事業により計130件の空き家について、活用や解体に向けた動き等につなげることができました。

中には、無償譲渡が成立した事例もあり、多様な方法で空き家の活用が実現できることを認識することとなりました。

図16 取組成果集計



### 3. 評価と課題

#### 本事業の各取組による評価

- ・ 2,084 名の空き家所有者への調査実施をきっかけとして、**130 件の空き家が活用等に向けた具体的な対応につながりました。**
- ・ このうち、**52 件の空き家が「空き家バンク」等の登録対象となりました。**
- ・ **情報の外部提供を目的とした空き家所有者の意向調査票の標準案を作成し、今後の他市町における調査に活用可能となりました。**
- ・ **「空き家バンク」登録等のための現地調査マニュアルを作成し、専門家による調査手法が確立できました。**
- ・ 2つの会場をオンラインで接続して行う相談会の実施要領を作成し、遠隔地での相談会の運営手法ノウハウを取得しました。

#### ① 協議会の設立

本協議会の構成員はいずれも空き家対策に積極的であり、各取組に前向きに取り組んでいたが、今後、より多くの団体等に参加いただき、新たな取組についても検討しながら、さらなる機能強化を図りたいと考えます。

#### ② 空き家所有者の意向調査

今回、意向調査票は予定件数を発送したものの、返信率が低かったことが残念な点として挙げられます。**空き家の流通促進には所有者自らの行動が必要不可欠**です。このため、いかに、所有者に訴えかけるか、意向調査の方法や意向調査以外の方法も含めたさらなる試行錯誤と、空き家対策自体に対する啓発活動も引き続き必要と考えます。

#### ③ 売却・賃貸希望者への対応（取組①）

「空き家バンク」の登録希望者は一定数存在することが把握できたため、今後、さらに登録件数を伸ばすための対応策を実行することで、大幅な件数増加も期待できると思われれます。

ただし、一般公開される「空き家バンク」への登録には抵抗感を感じられている方も少なくないため、別の新たな仕組みについても検討が望まれます。

また、本事業により、**建築士による現地調査の仕組みを作ることができた**ため、今後、必要な予算を確保できれば、市町による「空き家バンク」登録推進の取組に利用できると考えます。

#### ④ 解体希望者への対応（取組②）

**空き家の解体に要する多額の費用が大きな問題**であり、この負担感の軽減と解体工事の動機付けにつながる取組の実施についても課題の一つと考えます。

また、適切に施工される**解体業者の選定**についても、一般の方にとっては難しい問題であるため、関係団体による適切なアプローチも有効と感じます。

#### ⑤ 所有者不明物件への対応（取組③）

**財産管理制度を利用して所有者不明・不存空き家の活用**を実現するハードルは低くはないと考えられるものの、一手法として知られることを期待したいと考えます。

## ⑥ 広域相談会の開催（取組④）

今回、大阪会場の参加希望者は、空き家所有者の居住地が比較的三重県と近く、参加者は4組にとどまりましたが、東京会場の希望者は多く、アンケートの結果も好評であり手ごたえが感じられました。

相談者の内容から、**空き家問題**と一言に言っても、相続の問題、境界の問題、維持管理の問題等、様々な問題があり、解決のためには様々な**専門家のアドバイスを必要**と**考えられることからも、相談会に対するニーズは高い**と言えます。

ただ、県内全域の空き家を対象としているため、空き家の所在地付近の事情が分からない相談員が話を聞く場合も多く、具体的な踏み込んだアドバイスができないケースがありました。事前に市町から情報を収集等することである程度はカバーできるものの、相談者・相談員ともに満足度を低下させてしまう例もありました。

## ⑦ まとめ

空き家は今後もますます増え続ける考えられる中、**行政機関においてできることには限り**があります。

このような状況で、抜本的な空き家対策のためには、**民間の力を活用した官民連携の新たなスキームが必要**とされていると考えます。

令和3年度までに三重県内の市町により実施された空家等対策の推進に関する特別措置法第14条の規定に基づく**代執行（解体等）は15件あり、単純平均でその解体工事費は約270万円**となっています。

一方、本事業における事業費は、約250万円であり、対応に着手された空き家130件で除すると、**1件あたり2万円弱**となります。

この130件について、まだ空き家解消には至っていないため、単純に比較はできないものの、このコストで放置状態から脱出でき、今後、活用や除却される空き家が出てくると思われることから、一定の費用対効果が得られたものと考えます。

空き家は、1件、2件の問題ではなく、膨大な数の空き家に対応する必要があります。したがって、壊さざるを得ないような終局的な状態まで放置し、**1件数百万もかけるのではなく、不確実でも、早期に安価で幅広くはたらきかける手法も併せて実施する必要がある**と思われま

写真7 代執行対象の特定空家等



図17 費用対効果検証



#### 4. 今後の展開

本事業の成果を広く県民、市町、関係団体等に周知し、取組内容に理解を得るとともに、必要な予算の確保に努めながら、今後も本事業の各取組を積極的に展開していきたいと考えます。

また、官民が連携して取り組むことの有効性、必要性等について理解を深め、可能なことから着実に実施し、空き家の流通促進・発生抑制を図っていききたいと考えます。

■事業主体概要・担当者名			
設立時期	令和 4年 7月15日		
代表者名	会長 服部 睦		
連絡先担当者名	岡 泰子、内田 雅也		
連絡先	住所	〒514-8570	三重県津市広明町13番地
	電話	059-224-2720	
	メール	jutaku@pref.mie.lg.jp	
ホームページ	<a href="https://www.pref.mie.lg.jp/common/06/ci500013572.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/common/06/ci500013572.htm</a>		

※事業に関してご質問等がある場合は、上記連絡先にご連絡ください。